



人委第30号

平成21年5月13日

三重県議会議長 萩野虔一様

三重県知事 野呂昭彦様

三重県人事委員会

委員長 飯田俊司

職員の期末手当等に関する報告及び勧告

三重県人事委員会は、地方公務員法第8条第1項及び第14条第2項の規定に基づき、職員の期末手当等について別紙第1のとおり報告し、併せてその改定について別紙第2のとおり勧告します。